

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 29日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県袋井市愛野2345番地

氏名 NSKワーナー株式会社

取締役社長 新井 稔

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0538 - 43 - 111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	NSKワーナー株式会社		
事業場の所在地	静岡県	袋井市	市 愛野2345
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業		
② 事業の規模	売上高 553億円（2024年3月期）		
③ 従業員数	857人（2024年3月現在）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
①現状	廃プラスチック類	428.060 t
	廃プラスチック類	42.474 t
	汚泥（泥状のもの）	7,451.400 t
	汚泥（泥状のもの）	402.420 t
	廃油	201.250 t
	廃酸	1.000 t
	廃アルカリ	2.830 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.830 t
	蛍光灯	0.190 t
	廃電池類	0.142 t
	木くず	7.870 t
	（これまでに実施した取組）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類（廃摩擦材）一歩留まり向上及び不良削減 ・ 脱水汚泥－脱水機の維持管理（濾布の交換及び洗浄） ・ 汚泥－清掃箇所及び清掃頻度見直し ・ 廃油－清掃箇所及び清掃頻度見直し、使用油の長寿命化 ・ 廃アルカリ－清掃箇所及び清掃頻度見直し 	
【目標】		
産業廃棄物の種類	排出量	
廃プラスチック類	423.779 t	
廃プラスチック類	42.049 t	

②計画	汚泥（泥状のもの）	7,376.886 t
	汚泥（泥状のもの）	398.396 t
	廃油	199.238 t
	廃酸	1.000 t
	廃アルカリ	2.802 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.830 t
	蛍光灯	0.190 t
	廃電池類	0.142 t
	木くず	7.870 t
	（今後実施する予定の取組） 継続取組 ・ 廃プラスチック類（廃摩擦材）一歩留まり向上及び不良削減 ・ 脱水汚泥－脱水機の維持管理（濾布の交換及び洗浄） ・ 汚泥－清掃箇所及び清掃頻度見直し ・ 廃油－清掃箇所及び清掃頻度見直し、使用油の長寿命化 ・ 廃アルカリ－清掃箇所及び清掃頻度見直し	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃プラスチック類－分別による廃プラの有価売却対象増	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃プラスチック類の分別廃棄の徹底 ・ 事業系廃棄物（紙類）の分別徹底 ・ 廃製品箱、廃パレットの有価売却	

			0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	7,078.830 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組) ・脱水機の維持管理 (濾布交換及び洗浄：含水率低下による脱水汚泥発生量抑制)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	7,008.042 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t

②計画		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 継続取組項目 ・脱水機の維持管理 (濾布交換及び洗浄：含水率低下による脱水汚泥発生量抑制)		

						0.000 t
		(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	廃プラスチック類	139.420	428.060	0.000	0.000	428.060
	廃プラスチック類	42.988	42.988	0.000	0.000	42.988
	汚泥（泥状のもの）	116.290	372.570	0.000	0.000	372.570
	汚泥（泥状のもの）	411.960	411.960	0.000	5.910	411.960
	廃油	210.990	210.990	9.740	54.610	210.990
	廃酸	1.000	1.000	0.000	0.000	1.000
	廃アルカリ	2.830	2.830	0.000	0.000	2.830
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.830	2.830	0.000	0.000	2.830
	蛍光灯	0.190	0.190	0.000	0.000	0.190
	廃電池類	0.142	0.142	0.000	0.000	0.142
	木くず	7.870	7.870	0.000	0.000	7.870
	(これまでに実施した取組) 再生利用を行っている処理業者と契約。また、委託先の処理業者が優良認定処理業者になっているかの確認をする。					

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
廃プラスチック類	138.026	423.779	0.000	0.000	423.779
廃プラスチック類	42.558	42.558	0.000	0.000	42.558
汚泥（泥状のもの）	115.127	368.844	0.000	0.000	368.844
汚泥（泥状のもの）	407.840	407.840	0.000	5.851	407.840
廃油	208.880	208.880	9.643	54.064	208.880
廃酸	1.000	1.000	0.000	0.000	1.000
廃アルカリ	2.802	2.802	0.000	0.000	2.802
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.830	2.830	0.000	0.000	2.830
蛍光灯	0.200	0.200	0.000	0.000	0.200
廃電池類	0.200	0.200	0.000	0.000	0.200
木くず	7.791	7.791	0.000	0.000	7.791
(今後実施する予定の取組) 継続的な取組みとして、廃棄物の処理契約を締結する際は、再生利用している業者と契約する。					
※事務処理欄					

(第6面)

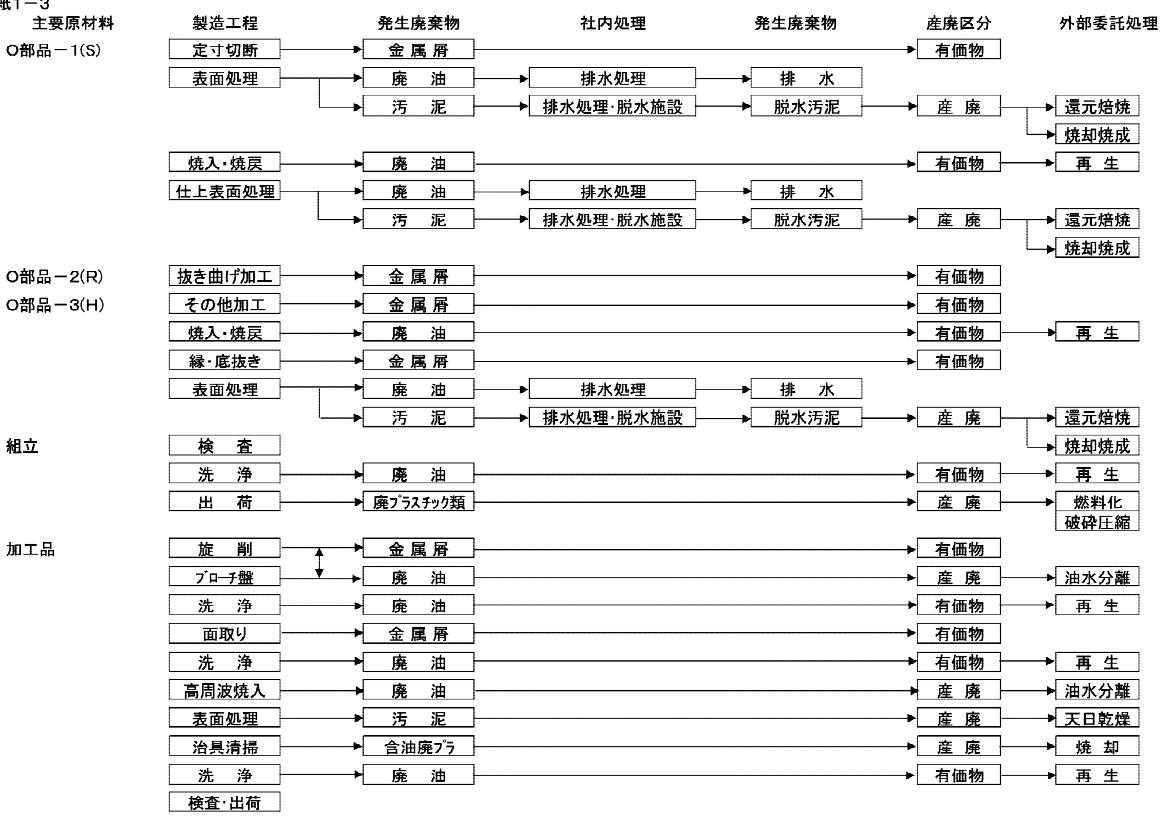
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

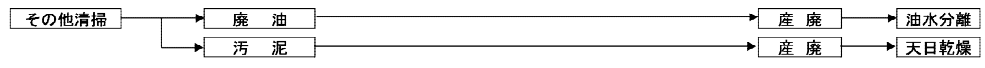
別紙1-1
主要原材料



別紙1-3
主要原材料



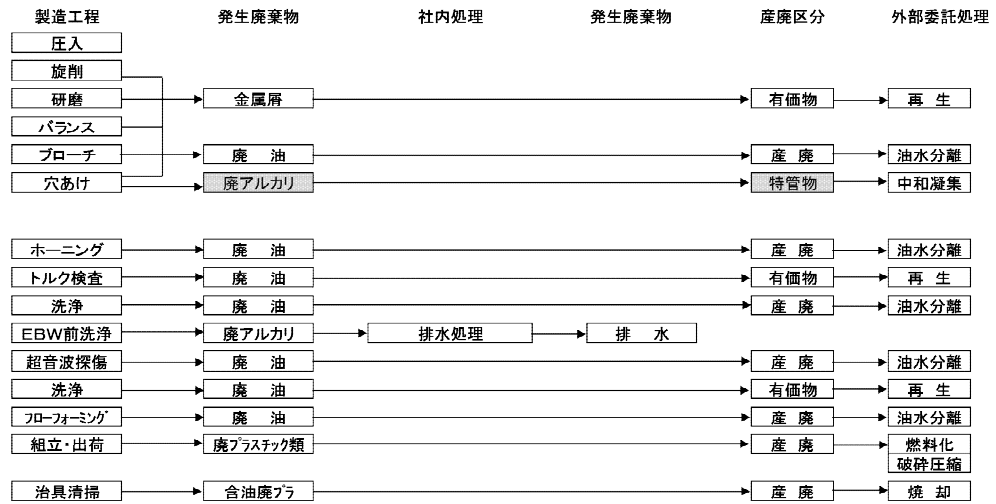
別紙1-4
その他



■: 特別管理産業廃棄物

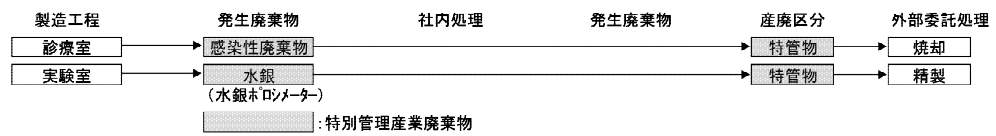
別紙1-5

主要原材料
加工品



別紙1-6

その他
その他



NW環境管理組織

